

引き上げ分の地方消費税交付金（社会保障財源化分）が充てられる社会保障施策に要する経費

消費税引き上げ分に係る地方消費税交付金の増収分については、その用途を明確化し、社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。

令和８年度一般会計予算書における社会保障施策関連経費への充当状況については、次のとおりです。

（歳入）地方消費税交付金（社会保障財源分）見込額 94,339 千円

（歳出）社会保障４経費その他社会保障施策に要する経費 1,808,876 千円

（単位：千円）

事業名		経費	財 源 内 訳				
			特定財源			一般財源	
			国支出金	県支出金	その他	社会保障財源化分の地方消費税交付金	その他
社会福祉	老人福祉事業	49,419	0	1,226	9,702	4,937	33,554
	障害者福祉事業	514,822	241,765	130,610	112	18,586	123,749
	児童福祉事業	776,581	406,706	179,571	26,160	21,775	142,369
社会保険	介護保険事業	145,832	3,601	1,800	4,750	17,607	118,074
	国民健康保険事業	81,556	10,460	32,230		5,042	33,824
	後期高齢者医療事業	192,203		31,142		20,807	140,254
保健衛生	母子保健事業	10,349	4,574	80	80	729	4,886
	救急医療対策事業	1,159	0	0	0	149	1,010
	予防対策事業	26,823	0	82	0	3,461	23,280
	検診事業	10,132	110	408	0	1,246	8,368
合 計		1,808,876	667,216	377,149	40,804	94,339	629,368

※地方消費税交付金（社会保障財源化分）は、地方消費税交付金の令和８年度予算額 227,700 千円の内数です。

※地方消費税交付金（社会保障財源化分）は、各事業に要する一般財源の比率に応じて按分して充当しています。

※経費は人件費や事務経費等を除いて計上しています。